

領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会提言

高井 晋

(笹川平和財団海洋政策研究所島嶼資料センター特別研究員)

2012年12月に領土問題担当大臣と内閣官房に領土・主権対策企画調整室が設置されて以来、政府は、主として竹島及び尖閣諸島に関する資料の調査収集、および対内外発信の強化に取り組んできた。この間、2013年7月の第1回有識者懇談会の提言（『島嶼研究ジャーナル』第3巻1号所収）が山本一大大臣に、2015年6月の第2回有識者懇談会の提言（『島嶼研究ジャーナル』第5巻1号所収）が山谷えりこ大臣にそれぞれ手交され、安倍首相に提出された。

領土・主権対策企画調整室は、これらの提言で示された施策の方向性を踏まえ、資料の調査収集、対内外発信に関する取組を精力的に推進して高い評価を得てきた。また2018年1月に竹島及び尖閣諸島の領有措置等を内外に発信する拠点となる領土・主権展示館が開館されている。これに加えて、文部科学省による学習指導要領の改訂に伴う島嶼領土問題の教育が決定されている。

このような背景の下、これまで実践してきた政府の取組を精査するとともに、領土・主権展示館における北方領土問題の展示、島嶼領土の教育開始決定等を見込んだ内外発信の強化等について再検討の必要性が生じた。そのため2019年5月から7月にかけて「第3回領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」（西原座長）が開催されて議論を重ね、その成果である「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会提言—内外環境の変化を踏まえた発信強化の実践のために—」が7月29日に宮腰大臣に手交された。以下は、同有識者懇談会の提言である。

内外環境の変化を踏まえた発信強化の実践のために

令和元年7月29日

領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会

目次

- I 提言
- II 本有識者懇談会における検討
 - 1 背景・経緯
 - 2 今次懇談会の開催の必要性と趣旨
 - 3 各施策領域に対する検討
 - (1) 対外発信
 - (2) 国内啓発
 - (3) 領土・主権展示館
 - (4) 資料調査
 - 4 各施策領域を一体的に推進していくための方策

参考

領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会メンバー
開催状況

I 提言

1 領土・主権をめぐる内外発信に関する取組の経緯と課題

平成24年12月に領土問題担当大臣が新たに置かれ、それまで政府横断的な取組がなされてきた北方領土に加え、竹島及び尖閣諸島に関しても、政府を挙げて領土・主権をめぐる内外発信の強化のための取組が進められてきた。平成25年7月及び平成27年6月には、こうした取組に関して有識者懇談会による報告書及び提言が領土問題担当大臣に提出された。そこで示された施策の方向性を踏まえ、政府において、対外発信、

国内啓発及び資料調査に関する取組が進められ、平成30年1月には内外発信の拠点となる領土・主権展示館が開館された。この展示館については、今年度、拡張移転される予定である。このほか、政府においては、ロシア、中国及び韓国に対する抗議に加えて、学習指導要領の改訂、島根県や石垣市の行事への政府代表の参加等の様々な取り組みが行われてきたところである。

他方で、北方領土及び竹島の不法占拠は現在も継続し、最近でも、ロシアや韓国による軍事演習等の事態が発生した。また、尖閣諸島については、中国公船による尖閣諸島周辺の領海への接近や侵入が繰り返されるなど、我が国の領土・主権が侵され又は脅かされる状況に変化は見られない。

2 有識者懇談会の開催

上記の認識を踏まえ、宮腰光寛領土問題担当大臣の下に本有識者懇談会が開催され、令和元年5月から7月にかけて会合を重ね、領土・主権に関する内外発信について議論を行った。そこでは、主に政府の取組について精査し、今後の施策の方向性について検討した。

3 提言

本有識者懇談会は、これまでの上記の取組は一定の成果を挙げたことと評価できる一方、情報発信の質量ともに更なる抜本的な向上と拡大を図る必要があるとの結論に至り、そのための方策として、以下のとおり提言することとした。

(1) 総論

① 関係機関の連携・協働と一体的運用

政府は、政府関係機関をはじめ地方自治体、関係研究機関等との意思疎通及び連携・協力を緊密にし、領土・主権をめぐる内外発信に関する施策の効果を高め、より一体的な運用を可能とすべきである。

② 国内関心の重要性

政府は、内外発信の質向上のために、国内関心を高めることを特に重視すべきである。これにより、研究者の発信機会の増加、研究

の活性化と質の向上、研究者の増加という好循環をより効果的に実現すべきである。

③ 中国及び韓国の主張や発信方法の分析

政府は、中国及び韓国の主張や発信方法を分析し、より効果的な情報発信や発信手段を検討すべきである。

(2) 対外発信

④ 第三国の有識者との戦略的コミュニケーションと関係構築

政府は、第三国の有識者（発信対象）に対する日本の主張の発信については、一方的な宣伝ではなく、発信対象とのやり取りを通じて認識の共有を図る戦略的コミュニケーションを実践すべきである。そのため、外国の有識者との連携・協力関係を早急に築き、より効果的な手段や様式を工夫して発信事業を実施すべきである。

⑤ 第三国の有識者に対する英語発信の強化

政府は、第三国の有識者が日本の主張に対する理解を深め、さらに発信することが容易になるよう、領有根拠となる資料の英語発信を強化すべきである。

⑥ 竹島及び尖閣諸島の違いを踏まえた対応と中韓に対する反論の必要性

政府は、竹島と尖閣諸島とは、領土問題の存否のみならず、対処すべき問題の性格や周辺状況、諸外国における関心が大きく異なることを踏まえ、効果的な対外発信手法を採るべきである。また、我が国の主張の説得力を高めるために、中国及び韓国の主張に対するより効果的な反論を行うべきである。

(3) 国内啓発

⑦ 教員に対する研修、教材提供等の支援

政府は、学習指導要領の改訂により初等中等教育における領土教育の枠組が一層充実されるのに合わせて、教員に対する研修や教材提供等の支援を充実させるべきである。また、大学においても、教員が領土・主権に関する研究資料を入手できるよう支援すべきである。

⑧ 領土教育における授業の在り方

領土についての指導では、日本の主張の押し付けと受け取られたり、あるいは、中国及び韓国に対する嫌悪感だけを生んだりするようなこ

とにならないよう配慮すべきである。そのために、児童生徒が日本が主張している立場を正しく理解した上で、日本と相手国の主張を比較して、双方の相違点につき、歴史、国際法等の観点から広い視野を持って考えることができるような指導が期待される。

⑨ 20代、30代の啓発強化の重要性

政府は、領土・主権に関する関心が相対的に低い20代、30代に対して、この世代に重点を置いた啓発を強化すべきである

(4) 領土・主権展示館

⑩ ハブ機能及びアーカイブ機能の付加

政府は、展示館には、展示機能だけでなく、全国的な関係機関の連携を促進するハブ機能、また、資料閲覧の便を向上させるアーカイブ機能を持たせるべきである。

⑪ ウェブサイトとの統合的運用

政府は、展示館においては、内外発信の拠点として展示を多言語化するとともに、ウェブサイトを通じて、より高いレベルの情報に誘導し、バーチャルとリアルの相乗効果が最大限発揮されるよう統合的に運用すべきである。

⑫ 最新技術の活用、展示替え等を通じた魅力の恒常的提供

政府は、展示内容を、最新技術を活用し、魅力ある体験を提供できるようなものにするとともに、定期的に展示替え等を行い、恒常的に魅力を失わないよう工夫すべきである。また、そのための体制を整備すべきである。

(5) 資料調査

⑬ 収集資料の一般向け、教育向け、研究者向け活用

政府委託事業において収集した資料は、展示館やウェブを通じ、一般向け、教育向け、研究者向けに、解説を付してよりわかりやすい形で提供できるようにすべきである。

⑭ 中韓主張の分析の必要性と資料収集対象の明確化、資料原本の保存・管理、調査研究の推進

これまで一定の成果を挙げてきた政府委託事業については、中国及び韓国の主張及びその根拠を分析しつつ、我が国の領有主張の構築や

発信にとって効果の高いものに収集対象を明確化すべきである。また、写しを収集した資料の原本について、保存・管理にも配慮すべきである。さらに、政府は、研究者の育成をはじめ、国内の調査研究が中長期的に強化されるよう適切に推進策を講じるべきである。

(6) フォローアップ

⑮ 本提言の施策への反映及び効果に関する第三者評価

政府は、本提言の内容が、どの程度実際の施策に反映され、効果を挙げているかを本有識者懇談会のような第三者に評価させ、その結果を踏まえて新たな施策を実施できるようにすべきである。

II 本有識者懇談会における検討

1 背景・経緯

(1) 領土問題担当大臣と領土・主権対策企画調整室(領土室)の設置

政府は、領土・主権に関する国民世論の啓発等に関し、北方領土問題については長年にわたり内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当)を置いて取り組んできたところであるが、竹島及び尖閣諸島についても、内外発信に係る企画及び立案並びに総合調整機能を担わせるため、平成24年12月に領土問題担当大臣を新たに置き、平成25年2月には内閣官房領土・主権対策企画調整室(以下「領土室」という。)を設置した。

(2) 有識者懇談会の開催と報告書及び提言の提出

領土室設置からまもなく、領土問題担当大臣の下で「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」(以下「懇談会」という。)が開催され、懇談会は、平成25年7月に報告書を、また平成27年6月には同報告書の実施状況と一層の施策の必要性についてまとめた提言を、同担当大臣に提出し公表した。

平成25年の報告書では、日本の領土・主権をめぐる内外発信に関するオールジャパンの体制作りがなされることへの強い期待が示され、その方策として、竹島及び尖閣諸島に対する我が国の立場について内外発信を強化するための施策の考え方やアイデア等がまとめられ